

## 現行の基本方針、ポイント及び新たな基本方針（素案）について

現行の基本方針	ポイント（案）	新たな基本方針（素案）
<p>有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表する。</p> <p><u>平成19年4月27日 農林水産大臣 松岡利勝</u></p> <p>有機農業の推進に関する基本的な方針</p> <p><u>はじめに（略）</u></p>		<p>有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表する。</p> <p><u>平成〇〇年〇月〇〇日 農林水産大臣 林芳正</u></p> <p>有機農業の推進に関する基本的な方針</p> <p>（削除。）</p>
<p>第1 有機農業の推進に関する基本的な事項</p> <p>1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進</p> <p><u>化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする</u>有機農業は、現状では、<u>病害虫</u>の発生等に加え、多くの場合、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴う。</p> <p><u>こうした有機農業の抱える課題を克服し、農業者が容易に有機農業に従事できるようにすることが重要であることから、有機農業に関する</u>技術体系を確立・普及するための取組を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。</p> <p>2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進</p>		<p>第1 有機農業の推進に関する基本的な事項</p> <p>1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進</p> <p><u>化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする</u>有機農業は、現状では、<u>病害虫</u>の発生等に加え、多くの場合、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴う。</p> <p><u>このため、国及び地方公共団体は、地域の気象条件・土壌条件等に適合した</u>技術体系を確立・普及するための取組を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。</p> <p><u>また、先進的有機農業者による就農相談や研修受入の拡大、新規就農者の経営計画の作成への支援が必要である。</u></p> <p>2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進</p>

有機農業への取組は未だ少ないものの、有機農業により生産される農産物に対する潜在的な需要はあると考えられることから、農業者が有機農業による経営を安定して展開できるよう需要を的確に捉えた販路の開拓に取り組むことが重要である。

このため、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることにより有機農業による農産物の生産を更に増加させていくとともに、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）や農業団体等と、農産物の流通業者、販売業者又は実需者とが連携・協力し、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用の拡大に取り組むことが必要である。

### 3 消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大している中、有機農業により生産される農産物の生産・流通量を拡大し、当該農産物を消費者が容易に入手できるようにすることが重要である。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、その生産、流通、販売及び消費に関する情報が受発信されることが必要である。

さらに、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等についての適正な表示を推進することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが重要である。

### 4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、消費者の有機農業に対する理解の増進が重要であることから、食育、地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業

新たに有機農業に取り組もうとする者が相当程度いる一方で、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加が見込まれることから、有機農業により生産される農産物の生産拡大、流通、販売又は利用の確保を図っていくことが重要である。

このため、有機農業に関する技術体系の確立・普及や、農業者が有機農業による経営を安定して展開できるよう有機農業の取組が対象となる各種支援施策の積極的な展開を図る。また、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用が拡大するよう有機農業者や農業団体等と、農産物の流通業者、販売業者又は実需者、その他業者とが連携・協力することによって実需者等のニーズに即した広域流通や地産地消等の地域内流通を推進することが必要である。

### 3 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物の生産・流通量を拡大し、当該農産物を消費者が容易に入手できるように多様な販売機会を設けることが重要である。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、その生産、流通、販売及び消費に関する情報が受発信されることが必要である。

さらに、有機農業により生産される農産物の生産及び消費の拡大に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等についての適正な表示、知識の習得、制度の活用を推進することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが重要である。

### 4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、消費者の有機農業に対する理解の増進が重要であることから、食育、地産地消、産消提携（消費者が農業者と農産物取引の事前契約を行うことをい

者その他の関係者との交流・連携の促進を図ることが必要である。

## 5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、専ら、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

また、有機農業に関する技術体系が十分に確立されておらず、有機農業による農産物の生産も未だ少ない現状において、有機農業の推進に当たっては、地域の実情、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、農業者その他の関係者に対し、有機農業による農産物の生産、流通又は販売を画一的に進めることのないよう留意する必要がある。

## 第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

### 1 目標の設定の考え方

農業者が容易に有機農業に従事できるようにすること、農業者その他の関係者が有機農業による農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組めるようにすることなど、有機農業推進法に定める基本理念に即し、有機農業の推進及び普及に当たっての国、地方公共団体、農業者その他関係者及び消費者の共通の目標を掲げることとする。

特に、現状では、有機農業に関する技術体系の確立とともに、国及び地方公共団体における有機農業の推進に向けた体制の整備等が重要な課題であることを考慮し、こうした農業

う。以下同じ。）、農業体験学習、都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携の促進を図ることが必要である。

## 5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、専ら、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

また、有機農業に関する基本的な技術の体系化は進んでいるものの、地域条件への適合が進んでおらず、有機農業により生産される農産物の生産も未だ少ない現状において、有機農業の推進に当たっては、地域の実情、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、農業者その他の関係者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売を画一的に推進することのないよう留意する必要がある。

## 第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

### 1 目標の設定の考え方

これまでに有機農業の推進に係る条件整備について一定程度の進捗が得られており、今後は、有機農業に従事している農業者に加え、有機農業による就農を希望する者や慣行農業から有機農業への転換を考えている農業者が相当程度存在すること、また、有機農業により生産される農産物に対する消費者や実需者の需要が相当程度存在することなどを踏まえ、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に定める基本理念に即して、有機農業の一層の拡大を図っていくこととする。

このため、国、地方公共団体、農業者、消費者、実需者その他の関係者に係る目標を次のとおり定めることとする。

者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて目標を設定するものとする。

## 2 有機農業の推進及び普及の目標

### (1) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業に農業者が容易に従事できるようにするためには、現状では、病虫害等による品質や収量の低下が起こりやすいなどの課題を有する有機農業について、こうした課題を克服した技術を確立することが重要である。

このため、おおむね平成23年度までに、試験研究独立行政法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発され、実践されている様々な技術を適切に組み合わせること等により、安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立を目指す。

### (2) 有機農業に関する普及指導の強化

農業者等が有機農業に取り組めるようにするためには、地域で有機農業に関する技術及び知識の指導を受けることがで

#### ポイント

- ・ 現行の基本方針の目標は、条件整備に重点を置いて設定していた。次期目標では、有機農業を拡大することを目標としてはどうか。
- ・ 新たな目標として、我が国の有機農業のシェアを現状（0.4～0.5%）の倍程度への拡大を目指してはどうか。

#### ポイント

- ・ 全国段階では、先進的有機農業者が持つ技術をもとに栽培技術指導書等を作成し体系化が一定程度進んでおり、今後は地域段階において新たに有機農業を始める人のために、地域の気象条件や土壌条件に適合した技術の体系化を進めていくことが必要。
- ・ 新たな目標として、都道府県において、地域の気象条件や土壌条件に適合した技術体系を確立することを設定すべき。

#### ポイント

- ・ 意欲的な農業者への支援を行うため、先

## 2 有機農業の推進及び普及の目標

### (1) 有機農業の拡大

新たに有機農業に取り組もうとする者が相当程度いる一方で、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加が見込まれることから、有機農業の一層の拡大を図ることとする。このため、おおむね平成30年度までに、現在0.4%程度と見込まれる我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）させる。

### (2) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業に関する技術については、基本的な技術の体系化が一定程度進捗しているところであるが、有機農業は地域性が高いことから、地域ごとに導入が可能な技術の体系化を進める。ことが重要である。

このため、おおむね平成30年度までに、都道府県において、地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的な品質・収量を確保できる有機農業の技術体系を確立する。

### (3) 有機農業に関する普及指導の強化

農業者等が有機農業に取り組めるようにするためには、地域で有機農業に関する技術及び知識は、地域の気象・土壌条

きる環境を整えていくことが重要である。

このため、おおむね平成23年度までに、国や都道府県の研修を活用するとともに、先進的な有機農業者との連携を強化しつつ、意欲的な農業者への支援を行うことができるよう都道府県の普及指導センターや試験研究機関等に普及指導員を配置するなど、普及指導員による有機農業の指導体制を整備した都道府県の割合を100%とすることを目指す。

### (3) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要であるが、有機農業に対する消費者の理解は未だ十分でない。

このため、有機農業に対する消費者の理解の増進を目標とする。具体的には、モニター調査等を通じて把握する、有機農業が化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合について、おおむね平成23年度までに50%以上とすることを目指す。

### (4) 都道府県における推進計画の策定と有機農業の推進体制の強化

現状では未だ取組の少ない有機農業を推進及び普及するためには、全国各地において、それぞれ農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得ながら基本方針に基づく取組を進める必要がある。また、有機農業推進法第7条第1項において、都道府県は、基本方針に即して有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）を定めるよう努めることとされている。

このため、推進計画を策定・実施している都道府県の割合をおおむね平成23年度までに100%とすることを目指す。

併せて、全国各地において基本方針、推進計画に基づく取組を進めるため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民

進的な有機農業者との連携を強化しつつ、地域の気象条件や土壌条件に適合した技術や知識を明確にすることが必要。

- 都道府県の普及指導センターや試験研究機関等に普及指導員や農業革新支援専門員を配置することを目指すべき。

### ポイント

- 有機農業に対する消費者の理解は一定程度進んでいるものの、必ずしも十分ではない。
- 引き続き、有機農業が化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合について、50%以上とすることを旨す。

### ポイント

- 都道府県の有機農業の推進体制については、一定程度進んだものの、市町村における有機農業の推進体制は、「有機農業者がいない・少ない」等の理由により、依然として推進体制の整備が不十分であることから、引き続き体制整備が必要。
- 市町村の体制整備の目標については、市町村の体制整備は画一的な取り組みで

件等に適合していることが不可欠であるため、国や地方公共団体による研修の活用や、地域の先進的な有機農業者との連携の強化を図りつつ、都道府県の普及指導センターや試験研究機関等に有機農業に知見のある農業革新支援専門員その他の普及指導員を配置するなど、おおむね平成30年度までに、普及指導員による有機農業に関する普及指導体制を整備した都道府県の割合を100%とすることを目指す。

### (4) 有機農業に対する消費者の理解の増進

このため、有機農業に対する消費者の理解を一層増進するため、有機農業が、化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合について、おおむね平成30年度までに50%以上とすることを目指す。

### (5) 都道府県等における有機農業の推進体制の強化

併せて、全国各地において基本方針及び、有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が策定する有機農業の推進に

間の団体等を始め、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政部局、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制が整備されている都道府県及び市町村の割合を、おおむね平成23年度までに都道府県にあつては100%、市町村にあつては50%以上とすることを目指す。

### 第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

#### 1 有機農業者等の支援

##### (2) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者が円滑に就農できるよう、国及び都道府県における就農相談、道府県農業大学校や就農準備校、有機農業の推進に取り組む民間の団体等における研修教育の推進、就農支援資金の貸付けによる支援等に努める。

また、有機農業を行おうとする新規就農希望者に対して適切な指導及び助言が行われるよう、国及び都道府県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等と連携・協力して、国、地方公共団体及び農業団体の職員等を対象に、必要な情報の提供を行うとともに、有機農業の意義や実態、有機農業の取組を支援できる各種施策に関する知識、有機農業に関する技術等を習得させるための研修の実施に努める。

は進まないで、市町村が状況に応じて対策をとりやすい様に検討すべき。

#### ポイント

- 地方公共団体は、地域の有機農業者がどこでどのような農業をしているのかについて把握し、就農希望者と先進的な有機農業者の間を取り持つことによって、就農希望者の相談活動を支援すべき。
- 地域段階で、新たに有機農業を行おうとする者に対する経営プランの提示や、技術の習得が可能となる先進的な有機農業者による研修受け入れ先の拡大などに取り組むべき。
- 県ごとに先進的な農家を指導者として認定するなど、政策的な支援が必要。
- 有機農業で就農するために必要な情報が入手できない状況にあるので、希望者と受入先市町村とのマッチングを図ることが必要。

関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）に基づく取組を進めるため、おおむね平成30年度までに、都道府県にあつては、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等を始め、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制の整備を一層促進することとし、その整備率を100%、市町村にあつては各地域の有機農業の状況を踏まえつつ、先進的有機農業者との連携による就農相談先を設けるなどの体制整備を50%以上とすることを目指す。

### 第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

#### 1 有機農業者等の支援

##### (1) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業への転換しようとする者に対して、国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、これらの者が円滑に有機農業を開始できるよう、国及び地方公共団体における就農相談、道府県農業大学校や就農準備校、有機農業の推進に取り組む民間の団体等における研修教育の機会の拡大に加え、先進的有機農業者による研修受入の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成等の支援に努める。

また、新規就農希望者に対して国及び地方公共団体は、各種就農支援策を活用した支援に努める。

さらに、国及び地方公共団体は、その職員及び農業団体の職員に対して、有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導及び助言が行われるよう、国及び都道府県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等と連携・協力して、国、地方公共団体及び農業団体の職員等を対象に、例えば、就農相談を受け入れる先進的有機農業者に関する情報その他の必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、有機農業の意義や実態、有機農業の取組を支援するための各種支援施策に関する知識、有機農業に関する技術等を習得させるための研修の実施に努める。

### (1) 有機農業の取組に対する支援

国及び地方公共団体は、有機農業に必要な技術の導入を支援するため、たい肥等の生産・流通施設等の共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけ、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等による支援に努める。

また、平成19年度から実施する農地・水・環境保全向上対策を活用し、有機農業を含む環境負荷を大幅に低減する地域でまとまった先進的な取組に対して、当該取組を行う農業者にも配分可能な交付金等を交付することにより、有機農業者の支援に努める。

さらに、有機農業による地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、そのモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に対し、当該地域振興計画の達成に必要な支援を行うとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体、有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援を行う。

### (3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

#### ポイント

- ・ 地域において有機農業の拡大を図っていくためには、中長期の計画に基づく、モデル的な取り組みを進めるべき。
- ・ 有機農業に対する環境保全型農業直接支援対策の継続・拡充が必要。
- ・ 有機農産物の購買量の増加に応じて有機農業は普及するので、インセンティブ付与のため支援策が必要。
- ・ 有機農業の拡大のためには、マーケットのニーズに対応した一定の産地化、ロット形成、低コスト化が必要であり、機械・施設への支援が重要。
- ・ 意欲のある慣行農業者が技術等を習得することにより、産地としての有機農業への転換も進めるべき。
- ・ 有機農業における有機種苗は、民間での供給が難しいことから、地域での種苗の確保のため、行政としてもなんらかの支援〔技術講習会、優良事例紹介〕を行うことが望ましい。

### (2) 有機農業の取組に対する支援

国及び地方公共団体は、有機農業に必要な技術の導入を支援するため、堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけ、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言に努める。また、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等に關しても、有機農業者の必要に応じた支援に努める。

また、平成23年度から実施している環境保全型農業直接支援対策の活用により、有機農業者の支援に努める。

さらに、有機農業を核として地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、地域における有機農業の拡大のモデルとなり得る、有機農業を核とした地域振興の計画を策定した地域に対し、当該地域振興計画の達成に必要な支援を行うとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体、有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域のまとまった取組が必要であり、実需者等のニーズに応えるロットの拡大、産地化の取組が必要となるため、地域における慣行農業からの転換等の取組に対する支援に努める。

国及び都道府県は、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、有機種苗の確保を図るための有機種苗の採種技術の講習や優良な取組に関する情報発信への支援に努める。

### (3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業により生産される農産物について、その特色を活かした販売や消費者・実需者のニーズを反映した生産を実現するため、有機農業者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の活用、農産物の生産・出荷情報を流通業者、販売業者、実需者及び消費者に広く提供するネットカタログ等を利用した情報の受発信を積極的に働きかける。

また、直売施設やインターネットを利用した販売活動等に取り組む有機農業者に対し、消費者や実需者との情報の受発信を積極的に働きかける。

さらに、農産物直売施設等の整備の支援に努めるとともに、相当程度の量でまとまって有機農業により生産される農産物を確保できる場合は、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は食品製造業者や外食業者等の実需者と、有機農業者、農業団体等との意見交換や商談の場の設定、卸売市場流通における第三者販売や直荷引きの仕組みの適用等を通じ、有機農業者や農業団体等と、流通業者、販売業者や実需者との橋渡しに努める。

## ポイント

- 有機農業においても、SEICA（青果ネットカタログ）の活用といった直接、流通業者が生産者にアクセスできるインターネットの活用が必要。
- 学校給食などへ有機農産物の供給をするに当たっては、コストの問題があるので、使用の多い重量野菜のコスト低減などに優先して取り組む必要。
- 産地としての供給能力を確保・維持するため、引き続き各種施策を講じることが重要。
- 暮らし方としての有機農業と、産業としての有機農業を整理して考える必要がある。産業としての有機農業については、有機JASは重要なので、有機JASの普及が重要。
- 広域流通を前提とした場合、有機JAS制度以外の選択肢はないため、国は、有機JASの認定手続きを簡素化する等、有機JASによる認定農産物を増やすための対策が必要。
- 有機農業の拡大に合わせて、有機JAS認証の活用を促進するため、取得のための手続きの簡素化や支援が必要。
- 地域での販路確保のため、市町村単位での直売所、ファーマーズマーケット、インショップでの有機農産物の取扱い、他業種との連携などによる多様な地産地

国及び地方公共団体は、有機農業者や農業団体等に対し、消費者や実需者との情報の積極的な受発信及びeコマース並びに中食業者、医療・福祉業界その他の他業種との連携等による多様な販路の確保について働きかける。また、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は実需者と、有機農業者や農業団体等との意見交換や商談の場の設定その他の両者の橋渡しに努める。

広域流通の拡大のために、国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業者、流通業者、販売業者及び実需者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の知識の習得及び制度の活用や、卸売市場流通の活用を積極的に働きかける。

さらに、国は有機JAS認証の取得・維持及び拡大を図ることとし、これに係る手続の簡素化等を検討する。

地域内流通の拡大のために、国及び地方公共団体は、インショップ、直売所等による取組を支援するとともに、6次産業化の取組及び地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組による消費の創出に向けた支援に努める。



## 2 技術開発等の促進

### (1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び都道府県は協力して、有機農業者を始め民間の団体等で開発、実践されている様々な技術を探るとともに、これらの技術を適切に組み合わせること等により、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するため、当該技術の導入効果、適用条件を把握するための実証試験等に取り組むよう努める。

また、国は、有機農業の実態を踏まえ、既に取り組みされている有機農業に関する技術の科学的な解明や、これらを普及するために必要な技術の開発など、有機農業の推進に必要な研究課題を設定するとともに、研究開発の実施に当たっては、試験研究独立行政法人を始め、都道府県、大学、民間の試験研究機関、行政部局、有機農業者等の参画を得て、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

地方公共団体においては、その立地条件に適応した有機農業に関する技術の研究開発、他の研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を地域の農業生産の現場に適用するために必要な実証試験等に取り組むよう努める。

### (2) 研究開発の成果の普及の促進

国及び地方公共団体は、有機農業に関する有用な技術の研究開発の成果を普及するため、研究開発の成果に関する情報の提供に努めるとともに、都道府県の普及指導センターを中

消の拡大が重要。

#### ポイント

- 土作りのための期間を短縮することが有機農業にとって重要であり、土壌生物相に着目した科学的な土作りを可能とする知見が必要。

#### ポイント

- 有機農業の技術の汎用化は難しいもの

## 2 技術開発等の促進

### (1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び地方公共団体は協力して、試験研究独立行政法人、都道府県、大学、有機農業者、民間の団体等で開発、実践されている様々な技術を探るとともに、有機農業の実態を踏まえ、既に取り組みされている有機農業に関する技術の科学的な解明や、これらの技術を適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するため、新技術の導入効果、適用条件を把握するための実証試験等に取り組むよう努める。

また、国は、有機農業の初期の経営の安定に資するよう、ほ場環境や土づくりの状態を把握するための微生物相等に着目した科学的指標の策定や、有機農業者が使いやすい土づくり等の技術体系の開発等、有機農業の推進に必要な研究課題を設定するとともに、研究開発の実施に当たっては、試験研究独立行政法人を始め、都道府県、大学、民間の試験研究機関、行政部局、有機農業者等の参画を得て、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

地方公共団体においては、その地域の条件に適応した有機農業に関する技術の研究開発や、他の研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を地域の農業生産の現場に適用するために必要な実証試験等に取り組むよう努める。

さらに、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における研究開発に反映させるよう努める。

### (2) 研究開発の成果の普及の促進

国及び地方公共団体は、地域条件への適合化や低コストや軽労化につながる除草や防除の機械化等に関する研究開発の成果に関する情報の提供に努める。

心に、地域の実情に応じ、市町村、農業団体等の地域の関係機関や、有機農業者、民間の団体等と連携・協力して、農業者への研究開発の成果の普及に努める。

また、有機農業者及び今後、有機農業を行おうとする者に対し、新たな研究開発の成果、知見に基づく効果的な指導及び助言が行われるよう、国及び都道府県は、有機農業者の協力を得て、普及指導員等に対する有機農業に関する研究開発の成果等に係る技術及び知識を習得させるための研修の内容、情報提供の充実を図るとともに、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における研究開発に反映させるよう努める。

### 3 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて消費者を始め、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全など、有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。

また、民間の団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に取り組むとともに、消費者に対する J A S 法に基づく有機農産物等の表示 ルール ・ 検査認証制度の普及啓発に努める。

の、地域ごとの気象条件、土壌条件への適合化が必要であることから、高度な技術を持つ先進的有機農業者と技術の解明・実証を担う研究機関・普及組織との連携が必要。

- ・ 有機農業において除草や防除のための機械化の開発・普及が必要。
- ・ コスト削減と共に、持続的農業を普及させるため、実証試験による周知を図る必要。
- ・ 慣行農業において確立された技術のうち、有機農業において利用可能な技術については導入・普及を進めることが必要。

#### ポイント

- ・ 安全・安心ということだけではなく、有機農産物の持つ背景、ストーリー、生物多様性保全、地球環境への配慮といった有機農産物が有する多面的な機能を引き続き消費者に知ってもらうことが必要。
- ・ いろいろなブランドや表示が出てきており、消費者にとって分かりにくい。消費者に理解してもらう工夫(表示の説明)が引き続き必要。
- ・ 有機 J A S はマークがあるので判別しやすい。有機 J A S や地方自治体が定

その際、都道府県の普及指導センターを中心に、地域の実情に応じ、試験研究機関、市町村、農業団体等の地域の関係機関や、先進的な有機農業者、民間の団体等と連携・協力して有機農業者への研究開発の成果の普及に努める。

また、国及び地方公共団体は、有機農業者及び今後、有機農業を行おうとする者に対して、新たな研究開発の成果、知見に基づく効果的な指導及び助言が行われるよう、国及び都道府県は、先進的な有機農業者の協力を得て、農業革新支援専門員その他の普及指導員等に対する有機農業に関する研究開発の成果等に係る技術及び知識を習得させるための研修の内容、情報提供の充実を図るとともに、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における研究開発に反映させるよう努める。

### 3 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて、消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全など、有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。

また、民間の団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に取り組むとともに、消費者に対する J A S 法に基づく有機農産物等の表示 制度 ・ 検査認証制度 その他の有機農業により生産される農産物の表示ルール の普及啓発に努める。

#### 4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、地域の消費者や児童・生徒、都市住民等が地域の豊かな自然環境の下で営まれる有機農業に対する理解を深める取組の推進に努める。

また、民間の団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に努める。

#### 5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に関する団体その他の有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

#### 6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国及び地方公共団体は、有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間の団体等に対し、情報の提供、指導及び助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置するなどの所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間の団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

めるエコ農産物等について認知度向上の施策が必要。

- ・消費者と生産者が交流を持って相互に訪ねて経験を積んだり、学んだりすることは大切。このような取り組みをベースとしている産消提携は重要。
- ・消費者の理解・関心の増進や有機農業者と消費者の相互理解の増進のためには、顕彰や先進事例の情報収集・発信等の各種支援を引き続き行っていくことが必要。

#### 4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、地域の消費者や児童・生徒、都市住民等と、有機農業者が、互いに理解を深める取組の推進に努める。

また、民間の団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に努める。

#### 5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、社会的・経済的效果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に関する団体その他の有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

#### 6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国及び地方公共団体は、有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間の団体等に対し、情報の提供、指導及び助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置する等の所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間の団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

## 7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、基本方針、当該都道府県における有機農業の実態等を踏まえて定める有機農業の推進の方針、当該方針に基づきおおむね5年の間に実施する施策、有機農業を推進するに当たっての関係機関・団体等との連携・協力、有機農業者等の意見の反映、推進状況の把握及び評価の方法を内容とする推進計画の策定を積極的に働きかけるとともに、その策定に必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

### ポイント

- ・ 地域において有機農業を推進するためには、その意義を理解することが必要。

## 第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

### 1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

#### (1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の各側面から有機農業の推進のために必要な施策を総合的に講じることとされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国は、これらの施策を担当する部局間の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

#### (2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間の団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している

### ポイント

- ・ 普及指導員等が有機農業の技術を普及指

## 7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、基本方針、当該都道府県における有機農業の実態等を踏まえて定める有機農業の推進の方針、当該方針に基づきおおむね5年の間に実施する施策、有機農業を推進するに当たっての関係機関・団体等との連携・協力、有機農業者等の意見の反映、推進状況の把握及び評価の方法を内容とする推進計画のより効果的な実施を働きかけるとともに、その策定に必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

## 第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

### 1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

#### (1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の各段階において有機農業の推進のために必要な施策を総合的に講じることとされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国は、これらの施策を担当する関係機関の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

#### (2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間の団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している

中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間の団体等を始め、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政部局及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制を整備し、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

### (3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、試験研究独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者を始めとする民間の団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間の団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において、試験研究機関のほか、行政・普及担当部局、有機農業者、農業団体等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握するよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

### 2 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極

導するに当たっては、普及指導員の相談先となる先進的な有機農業者や研究者との連携体制の強化を図るとともに、アドバイザーの紹介ができるような仕組みが必要。

### ポイント

- ・ 有機農業に関連する分野に取り組む研究者の数は少ないことから、関係者の情報の共有、横の連携が重要。

中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間の団体等を始め、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制を整備し、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

さらに、国は、地方公共団体、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする者の支援や、普及指導員等の相談等に対応するため、有機農業に関するアドバイザーの導入について検討する。

### (3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、試験研究独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者を始めとする民間の団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間の団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において、試験研究独立行政法人をはじめ、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握し、関係者間の情報共有や連携を図りながら、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

### 2 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極

的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、国は、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その進捗状況に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

### 3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、この基本方針については、平成19年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。

的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その状況に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

### 3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、この基本方針については、平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。